



おひとりさまに必要な身元保証

～ 身元保証って何？ 企業選定はどうする？ ～

大家さん大学講座

当団体のご紹介



NPO法人
都民シルバーサポートセンター

設 立：2021年4月1日

主な活動：高齢者の相続・独居・認知症・介護などにまつわる様々なお悩みに対し、「何処に何をどのように」相談したら良いかわからないという方の相談窓口となり、行政書士などの専門家や関連企業をコーディネートし、ワンストップでお悩みを解決する活動と相談窓口を知ってもらうための講演活動を行っています。

活動原資：関連企業・専門家からの会員費と寄付

相談元：ご本人様、介護・医療従事者、地域包括支援センターなど

特 徴：一つの窓口でワンストップ対応によりお悩み解決速度が早い
福祉経験者多数在籍し経験豊富なため安心して相談ができる

<https://tsugusapo.com/>

身元保証会社が必要になってきた背景

核家族化・少子化の影響により家族の在り方が変化し、高齢者に限らず孤立するおひとりさまが増加している。このようなおひとりさまの様々なお悩みに対し、家族に代わった支援をするのが身元保証会社。このニーズは今後ますます増えていく。

入院時や施設入居時に
身元保証人が必要と言われた

認知症になったら
どうしよう…

身の回りの
サポートは誰に頼む？

終の棲家は
どうしよう？

死後対応は
誰がしてくれる？

遺産を
どうしよう？

お墓は
どうなる？



身元保証会社の主なサービス

身元保証契約

- 緊急連絡先
- 入退院手続き
- 施設入居手続き
- 身元引受け
- (債務保証)
- 医療同意は不可

初期費用：33万円～

生活サポート契約

- 定期連絡・訪問
- 見守り
- 介護保険外サービス
(銀行・買物付添いなど)
- 各種相談対応
(施設入居・自宅処分など)
- 意思決定支援
(ケアプラン同意など)

※財産管理は別途契約で可

5,500円～/月又は都度請求

死後事務委任契約

- 葬儀・火葬
- 納骨
(納骨堂・樹木葬・海洋散骨)
- ご供養(永代供養含む)
- 墓じまい
- 各種連絡・届出・中止
- 家財・病床整理
- 残されたペットの対応

預託金：88万円～
遺産で清算も可

全て契約行為となる為、契約者の意思判断能力が無いと利用ができない。
また、身元保証のサービスは多岐に渡り、サービス内容を理解するのが困難なこと、
業界自体も若く中小企業が多い事と監督官庁が無い事から、トラブルなども発生し、
どの身元保証会社を選択したら良いか分からないケースが多い。

<https://tsugusapo.com/>

身元保証会社の選定基準



主なトラブルとして、毎月の費用が発生するのにサービスがされない、倒産して預けたお金が返ってこない、寄付を強要されたなどのケースが出ている。このような背景から、内閣府の管轄下で「**高齢者等終身サポート事業者ガイドライン**」が出ている。

●高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(概要)

《出典:内閣府》

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

<https://tsugusapo.com/>

死後事務委任契約は遺言とセットで

死後事務委任契約では医療・介護費の清算やローン返済などのお金の対応や相続や遺贈などの手続きができない為、おひとりさまの場合は**遺言執行者を専門家(弁護士・司法書士・行政書士)に指定した遺言とセットでかつ公正証書にする**事が望ましい。

公正証書

(費用:25~35万円、期間:通常1~2か月)

身元保証会社との
死後事務委任契約



遺言

- プラス財産の清算 (預金・保険・証券など)
- マイナス財産の清算 (返済・各所支払い)
- 相続・遺贈先と割合を指定
- **遺言執行者の指定**

【公正証書で作成する理由】

- ① 自筆証書だと書き方悪いと無効になるリスクや本人遺志に則わない強制記述のリスク
- ② 意思判断能力の裏付けにより争い回避 (公証人の読み合わせにより意思確認)
- ③ 字が書けない為、自筆証書遺言が残せない (署名は公証人が代筆)

<https://tsugusapo.com/>

遺言執行者が行う主な手続き

1	金融機関解約払い戻し手続き（複数件）	9	葬祭費用の清算
2	生命保険の支払い手続き	10	医療費・介護費・リネン代清算
3	動産の換価処分（貴金属・車など）	11	固定資産税・都市計画税の停止・清算手続き
4	不動産の換価処分（売買手続き）	12	NHK解除・清算手続き
5	介護保険停止・清算手続き	13	水道・ガス・電話解除・清算手続き
6	医療保険の停止手続き（死亡から14日以内）	14	準確定申告手続き（死亡から4か月以内）
7	年金の停止手続き（死亡から14日以内）	15	相続税納税手続き（死亡から10か月以内）
8	高額医療費申請手続き	16	家財処分

まとめ

- 1 意思判断能力があるうちに身元保証の利用を検討しましょう。
- 2 身元保証会社の選定にはガイドラインを参考にしましょう。
- 3 死後事務委任契約をする際は遺言とセットで公正証書に。
- 4 ひとりで悩まず、身近な方や地域包括支援センター、当団体の様な終活相談窓口などに相談をしましょう。

今と、その先の
ありがとうへ

継ぐサポ



ホームページは
こちら



当団体活動ブログ
随時更新！

最後までご視聴いただき誠にありがとうございました

<https://tsugusapo.com/>